





$\begin{picture}(100,0) \put(0,0){\line(1,0){100}} \put(0,0){\line(1,0){1$

理事長 新年の挨拶1
生活環境部長 新年の挨拶2
土木建築部長 新年の挨拶 ― 3
大分市環境部長 新年の挨拶 4
令和元年度 浄化槽行政担当職員研修会(浄化槽現地研修)に講師派遣/
令和元年度 浄化槽保守点検業者研修に講師派遣 ――― 5
浄化槽施策にかかる提案活動について — 6 \sim 7
令和 2 年度浄化槽推進関係概要要求の概要 $$
平成30年度 上期 市町村別 検査実施状況(7条) — 10
平成30年度 上期 市町村別 検査実施状況(11条) ———— 11
都道府県別 汚水処理人口普及状況 (平成30年度末) —— 12
市町村別 汚水処理人口普及率一覧 (平成30年度末) — 13
令和元年度も環境学習出前授業を実施しました/
第2回 浄化槽ポスターコンクールを開催しました ――― 14
令和元年度九州地区浄化槽検査員研修会が開催されました15
インターンシップを受け入れました/
エコアクション21を更新しました — 16
表彰関係 / 編集後記



公益財団法人 大分県環境管理協会 理事長 森 口 孝 行



令和2年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様方、また、関係機関の皆様方におかれましては、平素から当協会の事業運営にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

昨年は、台風等による災害により、全国各地で甚大な被害が発生しました。

特に、河川の氾濫などによる水害で、かけがえのない多くの人命が失われ、上下水道や送電施 設等のインフラも大きな損害を受けました。

日常業務で「良質な水環境の保全」に取り組んでいる私たち役員・職員にとって、あらためて 自然環境と共生していく難しさを考える年でもありました。

被災された皆様には心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りいたします。

さて、昨年6月には、14年ぶりとなる浄化槽法の一部改正が行われ、本年4月より施行されます。この度の法改正では、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」や「浄化槽台帳整備の義務づけ」において、指定検査機関の役割がこれまで以上に重要視されており、今後は行政機関等との連携強化に向けた取組が大きな課題となってきます。

また、改正内容には、「浄化槽管理士に対する研修機会の確保」が盛り込まれており、大分県における浄化槽の適正な維持管理体制を着実に向上させていくためにも、講師の派遣など指定検査機関として、関係機関の皆様方とより一層の協力体制を整えてまいります。

なお、本年10月には、当協会が法人設立40周年の節目の年を迎えますが、初心を忘れず、更なる大分県の水環境の保全並びに公衆衛生の向上を目指し、役員・職員一同精進して参る所存ですので、今後とも、より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方におかれましては、本年が新たな飛躍の年となりますよう心から お祈り申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。





大分県生活環境部長 宮迫 敏郎



謹んで新年のお慶びを申し上げます。

公益財団法人大分県環境管理協会の皆様方には、穏やかな新春をお迎えのことと存じます。

貴協会におかれましては、平素から、浄化槽の法定検査の実施や知識の普及、維持管理業務に 対する技術指導等を通じて、県民の生活環境の保全や公衆衛生の向上に多大なるご貢献を賜り、 厚く感謝を申し上げます。

また、県内の小学生を対象とした環境学習出前授業や浄化槽ポスターコンクールなどの普及啓発事業や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えを促進する補助事業など、県が重要施策として推進する豊かな水環境の創出に多大なるご高配をいただき、重ねて御礼申し上げます。

本年は、改正浄化槽法が4月1日に施行されます。改正の主な項目として、特定既存単独処理 浄化槽に対する措置の新設があります。これにより、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公 衆衛生上重大な支障が生じるおそれのある状態にある既存の単独処理浄化槽に対し、必要な措置 をとるよう指導できる権限が都道府県知事に付与されることになります。この特定既存単独処理 浄化槽を把握するためには、11条検査の結果は大変重要な情報であり、その後の措置を適切に講 じていくには貴協会と県とのさらなる連携を図っていく必要があると考えています。

本県の素晴らしい自然環境を守り次世代につなげていくためにも、「安心・活力・発展」の大 分県づくりにおいて、豊かな水環境の保全は県民生活に直結した大変重要な分野で、とりわけ、 多くの県民が利用している浄化槽の適正管理の普及は、その要とも言えます。

県といたしましては、法定検査受検率の向上をはじめとして、浄化槽の適正な維持管理の推進 に一層努力してまいりますので、貴協会の皆様におかれましても、引き続きご支援ご協力をお願 い申し上げます。

結びに、貴協会のますますのご発展と、会員の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、新年 の挨拶といたします。





大分県土木建築部長 湯地 三子弘



新しい年を迎えるにあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

公益財団法人大分県環境管理協会の皆様におかれましては、平素から浄化槽の法定検査業務と ともに、本県の水環境の保全や浄化槽整備行政の推進に多大な貢献をいただき、深く感謝を申し 上げます。

さて、本県の平成30年度末の生活排水処理率は76.9%と全国平均の91.4%と比べ低く、処理率の向上は県民の生活環境の保全と公衆衛生の確保の観点からも重要な課題であります。

そこで、県では、生活排水処理施設の整備・管理運営を適切な役割分担のもとで計画的に推進していくため、平成28年3月に「大分県生活排水処理施設整備構想2015」を策定し、完成までに長期間を要する下水道区域を浄化槽区域に変更したところです。生活排水処理における浄化槽整備の役割は極めて大きいことから、市町村への支援や県民への普及啓発など、更なる取組に努めてまいります。

また、昨年4月、国において、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴う宅内配管工事助成制度が創設されたことから、県では早速、積極的に本助成制度を活用する市町村とともに助成を行っています。さらに、6月、合併処理浄化槽への転換促進並びに浄化槽管理の強化を目的として、浄化槽法が14年ぶりに改正され、生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障の生じるおそれのある「特定既存単独処理浄化槽」に対する措置等が設けられました。これら、国の施策を強力な後押しとし、処理率の向上に引き続き取り組んでまいります。

下水道並みの処理能力を有し、災害に強く、投資効果に即効性がある合併処理浄化槽は、適正な維持管理によりその性能が十分に発揮されるもので、今後とも皆様の活躍に大きな期待を寄せているところでございます。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と、新しい年が会員の皆様方にとりまして、良い 年でありますことを心からご祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。





^{大分市環境部長} 末 松 広 之



新年明けましておめでとうございます。

公益財団法人大分県環境管理協会の皆様方におかれましては、健やかに新しい年をお迎えになられたことと、心からお慶び申し上げます。

貴協会におかれましては、平素から本市の浄化槽行政の推進に多大なるご貢献をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

健全な水環境を保全するため、公共用水域への生活雑排水対策の推進が急務となる中、浄化槽事業につきましては、昨年の6月に14年ぶりとなる浄化槽法の一部を改正する法律が公布され、令和2年度からの省令施行が予定されており、これまで以上に、合併処理浄化槽への設置換えの促進、適正な保守点検・清掃・法定検査受検の指導、浄化槽台帳の整備など、貴協会と協働した取り組みが重要であると考えております。

このような中、貴協会におかれましては、本市主催の浄化槽維持管理講習会への講師派遣や環境出前授業による環境教育事業の推進、またエコアクション21にも積極的に取り組んでいただいており、大変心強く思っているところでございます。

今後とも、生活環境の保全および公衆衛生の向上に向け、合併処理浄化槽への設置換えによる 汚水処理人口普及率の向上をはじめとする浄化槽事業の諸課題の解決に対しまして、更なる取り 組みの充実を図ってまいりますので、これまでと変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、公益財団法人大分県環境管理協会のますますのご発展と会員の皆様方のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、私からの年頭のご挨拶といたします。



令和元年度 浄化槽行政担当職員研修会(浄化槽現地研修)に講師派遣

浄化槽行政関係者が浄化槽に関する基本的な事項及び法的知識を習得することを目的として県が実施している研修会に、協会から講師を派遣しました。

研修会名	日 程	会 場	出席者数
	令和元年9月9日(月)	北部振興局	5名
	令和元年9月10日以	中部保健所	3名
大分県行政関係職員 現地研修会	令和元年9月12日休	玖珠土木事務所	4名
	令和元年9月13日金	豊肥保健所	5名
	令和元年9月17日以	別府土木事務所	13名

実施内容: 座学研修(浄化槽の基礎、浄化槽法に基づく事務の留意事項など) および実地研修(実際に法定検査に同行し、浄化槽の仕組み、検査内容などについて研修)。







座学研修の様子

令和元年度 浄化槽保守点検業者研修に講師派遣

大分県および大分市では、例年、浄化槽業務従事者を対象に、浄化槽の適正管理に関する知識や技能習得する研修会を 開催しております。本年度も当協会より講師を派遣しました。

令和元年度 研修実施状況

日程	ブロック	主 催	会	場
令和元年10月17日(木)	大分市	大 分 市	大分市保健所	
令和元年12月10日(火)	東部		別府土木事務所	
节和几平12月10日 (X)	北部		中津総合庁舎	
令和元年12月12日休	南部	大分県	南部保健所	
市和ルギ12月12日(4)	豊肥		豊肥保健所	
令和元年12月13日金	由布		由布保健部	
市和ル412月13日(本)	西部		西部振興局	



浄化槽施策にかかる提案活動について

大分県及び各市町村に対し、浄化槽施策にかかる提案活動を行いました。

【提案項目】

- 1. 合併処理浄化槽の設備推進等のための支援強化について
- 2. 浄化槽維持管理費に係る助成制度の創設について
- 3. 浄化槽市町村整備推進事業(公共浄化槽)の普及促進について
- 4. 浄化槽行政推進にかかる関係機関等の連携強化について

○浄化槽施策にかかる提案活動

В	程	要 望 先
令和元年1	0月4日	県土木建築部長 県生活環境部長 自由民主党大分県支部連合会







大分県土木建築部長室での会談の様子

「環境にも財政にも優しく、地震にも強い」合併処理浄化槽の整備推進について

1 提案事項

合併処理浄化槽の整備推進と行財政的措置の拡充強化について

2 要 旨

本県では、飲料水のほか生活用水の大部分を河川など公共用水域に依存しているため、良質な水環境の保全が県民の安心・安全な生活を守る上で極めて重要であります。

特に日常生活に伴う生活排水が、公共用水域の汚濁の主要な原因となっており、より細やかな生活排水対策が求められます。

大分県の汚水処理人口普及率を見ますと、平成30年度末で76.9%(全国平均91.4%:全国第44位)となっており、低い水準にあります。

このような中、平成28年3月に大分県は市町村構想を踏まえた「生活排水処理施設整備構想2015」を策定し、公共下水道等集合処理区域の削減や計画区域を縮小し、合併処理浄化槽による個別処理方式へと整備手法の一部を変更いたしました。一方、国においては、本年6月、合併処理浄化槽への転換促進並びに浄化槽管理の強化を目的として、14年ぶりに浄化槽法の改正を行いましたが、都道府県知事に対しては、「特定既存単独処理浄化槽」に対する措置や「浄化槽台帳の整備」を義務づけています。さらに、環境大臣の責務として、都道府県知事に対して定期検査に関する事務等について、必要な助言や情報提供、その他の支援を行うよう定められています。合併処理浄化槽は、「下水道並みの水処理能力を有する」のみならず、「地勢の影響も受けずに下流への流量を確保」、「設置コストが比較的安価」、「建設期間が短い」、「投資効果に即効性があり、地域経済への波及効果が大きい」など、地方創生の趣旨にも合致した事業と考えます。また、地震発生時の全損率が低く(阪神淡路大震災0.3%、東日本大震災3.8%、熊本地震6.5%)、応急措置による復旧が可能で災害への対応力が高い施設でもあります。

私たちの郷土の水環境を恒久的に保全し、魅力ある地方を創生していくためには、優れた水処理能力を有する合併処理浄化槽への早期転換を推進することが肝要であり、汚水処理人口普及率の向上にも繋がります。あわせて、合併処理浄化槽の適正な設置、保守点検・清掃並びに法定検査を適切かつ確実に実施することが、地域の公衆衛生の維持・向上のため極めて重要と考えますので、合併処理浄化槽の整備推進等につきましてご検討いただきますよう、次のとおり提案いたします。

公益財団法人 大分県環境管理協会 理事長 森口 孝行



~・~・~・~・~・~ 提 案 事 項 ~・~・~・~・~・~

1 合併処理浄化槽の整備推進等のための支援強化について

(1) 合併処理浄化槽への転換促進にかかる行政財政支援の強化

平成12年の浄化槽法改正により、単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」という経過措置がとられたため、既設単独処理浄化槽の転換は進まず、今日に至っています。しかしながら、このたびの法改正により「特定既存単独処理浄化槽」に対する都道府県知事の措置(指導・助言等)が新設され、合併処理浄化槽への転換促進の道筋が見えてきました。

本県では、全浄化槽約14万基のほぼ半数が単独処理浄化槽であり、老朽化による破損・漏水のみならず、不適切な管理による生活環境への影響が懸念されます。また、住環境への投資意欲が減少している高齢者世帯などに対する転換促進も大きな課題となっています。 このような状況を改善していただきたく、次のとおり提案いたします。

①特定単独処理浄化槽の転換が円滑に進むよう、法に基づく県の助言や指導等については、法施行規則の内容を踏まえ、実効性が確保される運用を検討してください。

②特定単独処理浄化槽をはじめとした、生活環境に支障が生じるおそれのある単独処理浄化槽の転換を円滑に進めるためには、設置者の負担軽減が不可欠になるので、市町村に対して宅内配管工事にかかる助成制度の導入(活用)を助言してください。

(2) 公的施設に設置された浄化槽の転換及び低炭素化推進

県や市町村が公的施設に設置している単独処理浄化槽や古い合併処理浄化槽について、水質保全や大規模災害への対応並びに浄化槽 分野の低炭素化推進のため、次のとおり提案します。

災害時の避難場所となる学校・公民館等に設置された単独処理浄化槽の早期転換を図るとともに古い既設合併処理浄化槽については、 交換等により一層の低炭素化を図るため、環境省の補助事業(省エネ型浄化槽システム導入推進事業)の活用を検討してください。

(3) 浄化槽を活用した防災拠点トイレシステムの整備促進

県土強靭化施策の一環として、災害時対応のため、防災拠点となる県・市町村関係施設についての浄化槽整備を次のとおり提案します。

自立的な用水確保(貯水槽や井戸の設置)を含めた合併処理浄化槽の整備を検討してくだい。

【防災直後】 汚水貯留槽として活用・・100人槽→1,000人対応可能

【発災後1週間以降】 浄化槽として活用・・電力復旧により浄化槽としての機能を発揮し、中長期避難生活に対応可能

2 浄化槽維持管理費に係る助成制度の創設について

多くの市町においては、毎年度、下水道特別事業会計に多額の一般会計負担金・補助金が使われています。一方で個人設置型の浄化槽については、維持管理費が全額個人負担となっています。浄化槽は下水道と同様に生活排水処理施設でありますので、税の公平負担の観点等から次のとおり提案します。

法定検査を受検するなど適正管理を行っている設置者に対して保守点検、清掃にかかる費用の一部を助成する制度の創設を県・市町 村で検討してくだい。

3 浄化槽市町村整備推進事業 (公共浄化槽) の普及促進について

「浄化槽市町村整備推進事業」は個人負担が少なく、国から市町村への補助も多いことから、下水道に代わる基盤整備として有効な事業手法となっています。また、当該事業については今回の浄化槽法改正により、「公共浄化槽」という法的位置づけがなされました。本県においても、少子高齢・人口減少社会の進展を踏まえ、浄化槽整備区域の積極的な拡大が必要と考えますので、浄化槽の整備に際して次のとおり提案します。

市町村のみならず住民にも有益な「浄化槽市町村整備推進事業」の積極的な活用を助言してください。

4 浄化槽行政推進にかかる関係機関等の連携強化について

本県の浄化槽の法定検査受検率は緩やかに向上していますが、平成30年度実績で42.9%(合併処理浄化槽74.5%)であり、依然として九州各県に比べ低い水準にあります。浄化槽が適正に設置され、管理され、生活排水処理施設としての社会的役割を果たすためには、浄化槽の意義・役割を県民に深く理解していただき、県・市町村、保守点検業者・清掃業者並びに指定検査機関が適切な役割分担のもとで連携し、協力していくことが何よりも重要と考えますので、以下の項目について、さらなる対応が図られますようお願いします。

- (1) 全市町村参加による「浄化槽台帳システム」の整備推進
- (2) 浄化槽工事技術水準の確保等

浄化槽設備士の適正配置並びに技術水準確保に関する措置

- (3) 浄化槽保守点検技術水準の確保等
 - 浄化槽管理士の技術水準の確保並びに研修機会の確保・充実
- (4) 法定検査拒否者に対する時宜を得た継続指導
- (5) 県東部地区市町における法定検査受検率の向上



令和2年度浄化槽推進関係概算要求の概要

令和元年6月12日の浄化槽法改正の成立を受け、令和2年度においては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、浄化槽処理促進地区指定を受けた浄化槽整備の促進及び浄化槽台帳整備の促進に向けて要求を行う。

1. 浄化槽整備のための国庫助成

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、市町村等が実施する単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を含めた 浄化槽整備を推進するとともに、地球温暖化対策に資する浄化槽の省エネ改修に対して国庫助成を行う。

○ 循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)

11.000百万円

市町村の自主性と創意工夫を活かし、健全な水環境に資する浄化槽の設備を推進するための交付金。

【単位:百万円】

	令和元年度予算額	令和2年度要求額	対前年度比%
【当初額】循環社会形成推進交付金	※ (9,979) 9,577	(11,445) 11,000	(114.8) 114.9

※上段()は、内閣府 (沖縄)、国土交通省 (北海道、離島) 計上分を含めた額

○ 二酸化炭素排出抑制事業費等補助金(浄化槽分)

2.000百万円

省エネ型浄化槽システム導入推進事業

【単位:百万円】

	令和元年度予算額	令和2年度要求額	対前年度比%
【当初額】二酸化炭素排出抑制事業費等補助金	2,000	2,000	100.0

上記の他、

○ 地方創生推進交付金(内閣府に計上)

1.200億円の内数

地方版総合戦略の本格的な推進に向けた、地方創生の深化のための交付金。

本交付金のうち、「地方創生汚水処理施設設備推進交付金」は、(旧)地域再生基盤強化交付金(環境省、農林水産省、国土交通省所管の汚水処理施設等を総合的に整備する汚水処理施設整備交付金等)から再編され、平成28年度に創設されたもの。

2. 国庫助成の内容

<循環型社会形成推進交付金>

改○ 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の対象拡大【個人設置型、市町村設置型】

令和元年度の浄化槽法改正を踏まえ、市町村長が自然的経済的社会的諸条件からみて浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を特に促進する必要があると認め、「浄化槽処理促進区域」に指定された地域における省エネ機能の高い環境配慮型浄化槽の設置について同事業の対象として助成する。(助成率 1/2)

改○ 共同浄化槽設置要件の見直し【市町村設置型】

浄化槽整備区域において、市町村設置型事業で事業を進めるものを対象に、浄化槽を全戸に個別に設置するよりも集合浄化槽を設置する方が単独転換を含めた汚水処理を効率的かつ集中的に進めることができる場合に、その共同浄化槽設置について令和元年度予算より助成の対象とし、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領により、浄化槽の規模ごとに交付金上限額を定めて運用している。

令和2年度においては、この交付金上限額について、商業地域等により実居住人口から算定される計画汚水量よりも実際に排出される汚水量が多くなることが見込まれる場合において、共同浄化槽の人槽規模の特例を設定する。(助成率1/3、1/2)

改○ 個人設置型事業による公共浄化槽として管理される浄化槽整備への助成【個人設置型】

令和元年には浄化槽法の改正により、「公共浄化槽」の定義が新たに設定され、その中に、個人や管理組合等が整備をした 浄化槽を市町村が管理するものも含められている。

個人設置型事業により公共浄化槽として管理される浄化槽整備については、市町村設置型事業に準じて行うことができるものとして、1)管理組合等が行う共同浄化槽(100人以内)の整備(流入管を含む)、2)合併処理浄化槽の更新を対象として助成する。(助成率1/3、1/2)



新○ 浄化槽設備効率化事業への助成

浄化槽の整備を推進していく上で、令和元年度より市町村整備事業を重点的に支援対象としたところであり、公共浄化槽整備推進事業の適正化のため、浄化槽処理促進区域の設定に必要な調査、PFI等の民間活用や大型浄化槽による共同化などによるコスト縮減や経営改善の検討に資する測量・設計、各種調査等など、効率的な施設整備に必要となる費用を助成する。(助成率1/3)

<二酸化炭素排出抑制事業費等補助金(浄化槽分)>

○省エネ型浄化槽システム導入推進事業

(「省エネ型中・大型浄化槽システム導入推進事業」から名称変更)

51人槽以上の既設合併処理浄化槽に係る、省CO₂型の高度化設備(高効率ブロワ、インバーター制御等)の導入・改修を行う。

また、建築基準法に定める旧構造基準及び新構造基準の浄化槽(ブロワを使用するものに限る)のうち60人槽以上の既設合併処理浄化槽から構造や本体のコンパクト化によってエネルギー削減効果の高いと見込まれる浄化槽への交換及び平成12年度より販売の性能評価型の浄化槽のうち、初期型の合併処理浄化槽から60人槽以上の最高水準の省エネ技術を用いた先進的省エネ浄化槽への交換について地方公共団体や民間団体に補助する。(補助率1/2間接補助)

3. 浄化槽の整備推進にかかる行政経費

○ 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業

390百万円の内数

「2030年までに、未処理の排水の割合半減」、「2030年までに、排水処理技術など、開発途上国における水と衛生分野での国際協力と能力構築支援の拡大」等の持続可能な開発目標(SDGs)に貢献するため、浄化槽等の日本発の優れたし尿処理技術の国際展開を図る。

○ 浄化槽対策推進費

149百万円

新・浄化槽リノベーション事業推進費

(82百万円)

浄化槽台帳システムの作成を行い、地方公共団体に無料で配布する。また、台帳システムより集約されるビッグデータを活用し維持管理の最適化を図ることで、管理に関わる人材の最適配分、浄化槽の長寿命化や浄化槽整備事業の持続可能な運営に資する。

浄化槽長寿命化計画策定推進事業

(15百万円)

災害時の浄化槽の破損等を防止するため、浄化槽の計画的・効率的な更新、修繕、管理の最適化を推進する長寿命化計画 策定のためのガイドラインの検討、作成を行い、ライフサイクルコストの最小化、予算の最適化を図る。

· 浄化槽指導普及事業費

(18百万円)

PFI方式をはじめとした民間活用、民間の営業力やノウハウを活用した事理収集・分析等を行うとともに、浄化槽の把握や法定検査の受検率向上に関する取組の事例収集・分析等を行い、単独浄化槽の転換や維持管理体制の強化に関する支援を行う。また、集合処理から個別処理への転換を検討している自治体についてヒアリングを実施し、転換にあたっての課題等について検討を行う。

· 浄化槽対策推進費

(31百万円)

浄化槽の機能や特性に関する適切な認識を浸透する活動や浄化槽整備事業の整備促進効果を高めるソフト事業を実施し、 浄化槽の整備促進、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進を図り、健全な水環境を確保する。

・浄化槽管理士国家試験費

(3百万円)

浄化槽法第45条第1項に基づく浄化槽管理士試験合格者、講習修了者に対する浄化槽管理士免状の交付等を行う。

|4. その他|

<東日本大震災復興交付金として復興庁計上>

低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

東日本大震災により被害のあった地域における、低炭素社会対応型浄化槽(市町村設置型・個人設置型)及び通常型浄化槽(個人設置型)の迅速な整備について財政支援を行い、被災地の生活排水対策の早期回復を図る(令和2年度まで継続)



平成30年度 上期 市町村別 検査実施状況(7条) 平成31年4月~令和1年9月

法第7条検査									
保健所管内	市町村	適	Ē	おおむ	ね適正	不通	 直正	合計	
		件数	%	件数	%	件数	%		
東部保健所国東保健部	国東市	29	90.6	1	3.1	2	6.3	32	
	別府市	43	64.2	10	14.9	14	20.9	67	
東部保健所	杵 築 市	18	66.7	3	11.1	6	22.2	27	
	日出町	10	47.6	3	14.3	8	38.1	21	
由布市環境課	由布市	60	60.6	12	12.1	27	27.3	99	
中部保健所	臼 杵 市	33	76.7	5	11.6	5	11.6	43	
南部保健所	佐伯市	62	72.1	6	7.0	18	20.9	86	
竹田市上下水道課	竹田市	19	61.3	2	6.5	10	32.3	31	
西部保健所	九重町	13	61.9	6	28.6	2	9.5	21	
	玖 珠 町	17	51.5	7	21.2	9	27.3	33	
中津市上下水道部 総 務 課	中津市	85	75.2	11	9.7	17	15.0	113	
大分市環境部廃棄物対策課	大分市	309	65.7	90	19.1	71	15.1	470	
日田市環境課	日田市	23	71.9	3	9.4	6	18.8	32	
豊後高田市環境課	豊後高田市	13	92.9	1	7.1			14	
豊後大野市上下水道課	豊後大野市	54	69.2	11	14.1	13	16.7	78	
姫島村生活環境課	姫 島 村								
津久見市役所 上下水道課	津久見市	9	60.0			6	40.0	15	
宇佐市建設水道部 上下水道課	宇佐市	66	82.5	9	11.3	5	6.3	80	
合 計		863	68.4	180	14.3	219	17.4	1,262	



平成30年度 上期 市町村別 検査実施状況(11条) 平成31年4月~和令1年9月

法第11条検査									
			判定						
保健所管内	市町村	適	Œ	おおむ	ね適正	不過	直正	合計	
		件数	%	件数	%	件数	%		
東部保健所国東保健部	国東市	737	72.2	154	15.1	130	12.7	1,021	
	別府市	541	63.1	165	19.3	151	17.6	857	
東部保健所	杵 築 市	499	63.2	165	20.9	125	15.8	789	
	日出町	285	64.5	98	22.2	59	13.3	442	
由布市環境課	由布市	1,650	67.8	492	20.2	292	12.0	2,434	
中部保健所	臼 杵 市	897	74.3	182	15.1	129	10.7	1,208	
南部保健所	佐伯市	2,134	64.7	676	20.5	486	14.7	3,296	
竹田市上下水道課	竹田市	913	70.9	244	18.9	131	10.2	1,288	
西部保健所	九重町	823	67.7	244	20.1	149	12.3	1,216	
	玖 珠 町	1,079	68.6	296	18.8	198	12.6	1,573	
中津市上下水道部 総 務 課	中津市	2,373	72.0	593	18.0	329	10.0	3,295	
大分市環境部 廃棄物対策課	大 分 市	5,446	64.3	1,866	22.0	1,154	13.6	8,466	
日田市環境課	日田市	1,102	69.1	333	20.9	159	10.0	1,594	
豊後高田市環境課	豊後高田市	394	69.6	95	16.8	77	13.6	566	
豊後大野市上下水道課	豊後大野市	1,974	72.1	472	17.3	290	10.6	2,736	
姫島村生活環境課	姫 島 村								
津久見市役所 上下水道課	津久見市	179	63.0	54	19.0	51	18.0	284	
宇佐市建設水道部 上下水道課	宇佐市	1,284	62.7	490	23.9	274	13.4	2,048	
合 計		22,310	67.4	6,619	20.0	4,184	12.6	33,113	



都道府県別 汚水処理人口普及状況 (平成30年度末)

都道府	汚水処理			汚水処理		農業集落	合併処理	うち 浄化槽市町	うち 浄化槽設置	うち	コミュニティ
県 名	人口	順位	総人口	人口計	下水道	排水施設等	净化槽	村整備推進	才化僧改旦	左記以外分	・プラント
/K -U	普及率							事業等分	整備事業分		
			(千人)	(千人)	(千人)	(千人)	(千人)	(千人)	(千人)	(千人)	(千人)
北海道	95.5%	10	5,275	5,039	4,811	67	162	53	66	43	0
青森県	80.0%	41	1,282	1,025	776	115	134	10	42	82	0
岩手県	81.6%	35	1,241	1,013	743	104	165	41	96	28	2
宮城県	91.8%	17	2,293	2,105	1,872	69	158	39	81	38	6
秋田県	87.4%	23	993	867	650	103	114	21	68	25	0
山形県	92.6%	14	1,089	1,008	839	78	90	19	46	25	0
福島県	82.8%	34	1,829	1,515	985	120	409	40	252	118	1
茨城県	84.8%	31	2,926	2,482	1,827	159	486	13	198	275	9
栃木県	87.0%	26	1,969	1,713	1,322	86	304	6	240	58	1
群馬県	81.3%	37	1,975	1,605	1,070	124	387	24	239	124	24
埼玉県	92.2%	16	7,377	6,805	5,992	95	718	23	191	503	1
千葉県	88.6%	20	6,308	5,587	4,722	50	808	11	294	504	8
東京都	99.8%	1	13,768	13,739	13,707	2	27	5	8	14	2
神奈川県	98.1%	5	9,193	9,018	8,896	3	118	3	37	78	0
新潟県	87.8%	22	2,247	1,973	1,701	150	122	14	40	68	0
富山県	96.8%	8	1,059	1,026	904	88	31	1	18	11	3
石川県	94.2%	11	1,141	1,074	958	61	53	10	14	29	3
福井県	96.1%	9	782	752	628	88	36	3	26	7	0
山梨県	83.2%	33	829	689	553	15	116	8	48	60	5
長 野 県	98.0%	6	2,092	2,050	1,754	178	117	16	83	18	1
岐阜県	92.4%	15	2,037	1,883	1,556	115	208	9	132	67	4
静岡県	81.4%	36	3,715	3,025	2,357	30	624	15	367	242	14
愛 知 県	91.0%	18	7,556	6,880	5,947	154	768	23	245	501	10
三重県	85.3%	30	1,818	1,551	998	100	450	17	228	205	3
滋賀県	98.7%	3	1,419	1,401	1,280	85	35	0	13	22	0
京都府	98.2%	4	2,547	2,502	2,413	42	47	11	24	13	0
大阪府	97.9%	7	8,839	8,652	8,489	1	161	4	26	131	0
兵 庫 県	98.9%	2	5,554	5,491	5,174	154	101	9	64	28	62
奈 良 県	89.9%	19	1,358	1,221	1,095	7	118	4	34	80	1
和歌山県	65.1%	46	960	625	268	45	312	14	187	111	0
鳥取県	94.1%	12	563	530	402	96	30	5	14	12	0
島根県	80.6%	40	682	550	335	101	110	29	49	32	4
岡山県	86.9%	27	1,905	1,656	1,298	39	318	17	207	94	0
広島県	88.4%	21	2,829	2,501	2,130	53	314	14	153	146	4
山口県	87.2%	24	1,376	1,199	911	65	223	8	137	78	0
徳島県	61.8%	47	746	461	135	20	298	14	166	118	8
香川県	77.7%	43	983	764	445	16	302	13	240	49	0
愛 媛 県	79.2%	42	1,375	1,089	751	39	298	25	167	107	1
高知県	73.8%	45	712	526	282	22	221	13	131	78	2
福岡県	92.6%	13	5,117	4,738	4,202	56	467	56	285	125	12
佐 賀 県	83.8%	32	825	691	504	61	126	41	65	19	1
長 崎 県	80.9%	39	1,355	1,096	849	49	192	15	137	40	5
熊本県	87.0%	25	1,772	1,541	1,214	72	255	31	175	49	0
大分県	76.9%	44	1,154	887	590	34	263	12	170	81	1
宮崎県	85.9%	29	1,097	943	656	49	238	17	185	36	0
鹿児島県	81.1%	38	1,631	1,322	689	41	587	46	413	127	5
沖縄県	86.1%	28	1,470	1,266	1,059	68	140	13	5	122	0
全国計	91.4%		127,062	116,077	100,741	3,371	11,761	833	6,108	4,820	204
						L					



⁽注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。 2. 平成30年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村(楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村)を除いた値を公表し ている。 3. 福島県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要がある。

市町村別 汚水処理人口普及率一覧 (平成30年度末)

大分県(76.9%)

ī	可时村名	Ž	汚水普及率
大	分	市	82.2%
別	府	市	79.3%
中	津	市	75.5%
В	\blacksquare	市	87.2%
佐	伯	市	75.4%
白	杵	市	67.5%
津	久 見	市	67.1%
竹	\blacksquare	市	52.3%
豊後	後高日	目市	75.8%

ī	ち町村の	汚水普及率	
杵	築	市	59.8%
宇	佐	市	66.4%
豊徭	多大 里	野市	60.7%
曲	布	市	77.9%
玉	東	市	73.3%
姫	島	村	100.0%
В	出	町	78.0%
九	重	町	56.9%
玖	珠	⊞Ţ	52.1%

参考

市町村別水洗化人口等 (環境省29年度 調査結果)

※集計時期等が異なる為、上記の汚水処理人口普及率の数値とは合致しない

			総人口 (非水洗化人口+水洗化人口)								
					水洗化人口 (公共下水道人口+	コミュニティ・プ	 ラント人□+浄化槽	人口)		
市区町村名		名	合計 (人)	非水洗化 人 口 合 計 (人)	合計 (人)	公共下水道 人 口 (人)	コミュニティ・ プラント人口 (人)	浄 化 槽 人 □ (人)	合併処理 浄化槽人口 (人)		
合		計	1,169,485	116,891	1,052,594	505,161	4,012	543,421	301,564		
大		市			470.798	268,299	4,012		105,384		
別		市	479,332 119,034	8,534 980	118,054	67,465	0	202,499 50,589	21,206		
		市				•			-		
中			84,642	27,952	56,690	27,411	3,427	25,852	22,936		
	<u> </u>	市	67,008	12,010	54,998	42,141	0	12,857	9,670		
佐	伯	市	73,147	3,728	69,419	20,570	0	48,849	26,999		
臼	杵	市	40,068	5,055	35,013	15,522	0	19,491	6,255		
津	久 見	市	17,956	2,154	15,802	7,534	0	8,268	2,190		
竹	⊞	市	22,491	5,628	16,863	0	585	16,278	9,775		
豊	後高⊞	市	22,984	5,948	17,036	9,171	0	7,865	5,458		
杵	築	中	29,963	9,920	20,043	6,395	0	13,648	7,813		
宇	佐	市	56,509	13,704	42,805	12,038	0	30,767	18,712		
豊	後大野	予市	36,453	6,431	30,022	1,166	0	28,856	16,203		
由	布	市	34,892	2,155	32,737	919	0	31,818	23,994		
玉	東	市	28,852	4,947	23,905	12,035	0	11,870	5,548		
姫	島	村	2,104	91	2,013	1,656	0	357	0		
В	出	ĦŢ	28,538	1,842	26,696	12,839	0	13,857	6,490		
九	重	⊞Ţ	9,599	1,862	7,737	0	0	7,737	5,146		
玖	珠	⊞Ţ	15,913	3,950	11,963	0	0	11,963	7,785		



令和元年度も環境学習出前授業を実施しました

本年度も浄化槽設置校を対象に募集を行い、大分県下10市2町の22 の小学校で計617人の子どもたちに対し、環境学習出前授業を実施しました。

出前授業では、浄化槽モデルを用いて説明を行い、体験学習として テイッシュペーパーとトイレットペーパーの溶解度実験とCODパッ クテストを行いました。

今年度の新たな取り組みとして、竹田市立豊岡小学校にて授業参観を実施しました。実験内容については保護者の方にも興味を持ってもらうため、CODパックテストの検体として牛乳だけでなく、酢・めんつゆ・焼肉のタレを追加し、合計4種類で実施しました。座学や実験を通して子どもたちに興味を持ってもらったことはもちろんのこと、保護者の方からも「こんなに汚れているとは知らなかった」、「流し方



溶解度実験の風景

に気つけないと」といった声も多くいただき、水環境について身近に感じていただけたと思います。







授業参観風景

平成30年度の市町別環境学習実施校数

市町名		校数	市町名		校数
大	分	2	津ク	、見	_
別	府	1	佐	伯	_
中	津	1	豊後大野		1
宇	佐	5	竹	\blacksquare	2
豊後高田		3	由	布	1
玉	東		玖	珠	1
杵	築		九	重	1
\Box	田	_	\Box	\blacksquare	2
8	杵	2	計		22

第2回 浄化槽ポスターコンクールを開催しました

今年度も環境学習出前授業を実施した小学校を対象に「浄化槽ポスターコンクール」を行いました。 受賞した児童の小学校へ出向き、表彰式を開催しました。また、作品の展示会も大分県庁にて開催しました。



表彰式風景



受賞者集合写真



展示会の様子



令和元年度九州地区浄化槽検査員研修会が開催されました

日時/令和元年 11月15日(金) 場所/J:COMホルトホール大分

大分県で11年ぶりに「九州地区浄化槽検査員研修会」が開催され、九州・四国の各県より総勢80名の方にご参加いただきました。九州指定検査機関協議会が25周年を迎えることとなった本年は、環境省より松田浄化槽推進室長をお招きし、基調講演をしていただきました。

本年の6月に14年ぶりとなる浄化槽法の一部改正が行われ、来年4月より施行されるにあたり、基調講演では「最近の浄化槽行政について」という題目で貴重なお話をいただきました。また、研修会の後半は分科会形式で各県の検査員による研究発表が行われました。浄化槽を取り巻く環境が変わるなか、行政・検査機関の両方の現状について学ぶことができ、とても有意義な研修であったと思います。

この研修を通じて、各県の水環境のさらなる保全に繋がるように、当協会も引き続き浄化槽についての調査・研究に取り組んでまいります。



九州地区浄化槽指定検査機関協議会 会長 森口 孝行 氏



環境省 環境再生·資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 室長 松田 尚之 氏



大分県生活環境部循環社会推進課 参事監兼課長 梶原 浩 氏



会場の様子



分科会A組の様子



分科会B組の様子



インターンシップを受け入れました

今年度も、大分工業高校の生徒4名のインターンシップを受け入れました。3日間のインターンシップでは、初日と2日目に法定検査(現場検査)に職員と同行し、検査を体験してもらいました。浄化槽を見ることが初めての生徒さんが多く、浄化槽の仕組みなどに驚いている様子でした。また、最終日は水質分析を体験してもらい、BODなどの測定を行いました。今回のインターンシップでの経験が、彼らの将来に少しでも役立つことを願っています。



法定検査の様子

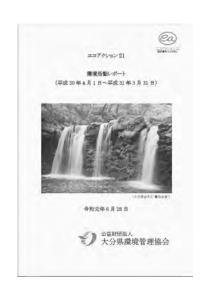


水質分析の様子

エコアクション21を更新しました

平成26年に認証・登録を行い、今年8月に3度目となるエコアクション21の 更新審査を受け、無事に更新することができました。審査人より、主な事業で ある「浄化槽の法定検査」自体が環境保全に繋がっていると評していただきま したが、水環境だけではなく、環境全体のことを経営面と合わせて考えること で、よりよい事業所を目指し、これからも職員一丸となって取り組んでまいり ます。

(最新の環境活動レポートは協会HPに掲載しています)



エコアクション21とは

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム(EMS)であり、「PDCAサイクル」を基礎として、組織や事業者等が環境への取り組みを自主的に行うための方法を定めています。

事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、国際標準化機構の ISO14001規格を参考としつつ、中小事業者にとっても取り組みやすい環境経営システムのあり方を規定しています。



(一社) 全国浄化槽団体連合会 会長表彰(表彰状)

令和元年10月1日に開催された「全国浄化槽大会」において、浄化槽功労者として以下の方々が表彰を受けましたのでご紹介いたします。

国土交通省土地·建設産業局長賞



(有)吉武電設 代表取締役 **吉武 髙吉**氏

環境省環境再生・資源循環局長賞



湯布院環境サービスセンター 代表取締役 **江藤 幸雄**氏

大分県知事 県功労者表彰

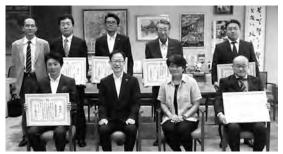
令和元年11月3日に大分県知事より、森口孝行氏(公益財団法人大分県環境管理協会 理事長)が県功労者表彰を受けましたのでご紹介いたします。





エコアクション21長期認証・登録事業者 感謝状

令和元年8月22日に大分市長より「エコアクション21長期認証・登録事業者」として感謝状の贈呈を受けました。引き続き、協会職員一丸となり環境保全に向けて推進してまいります。





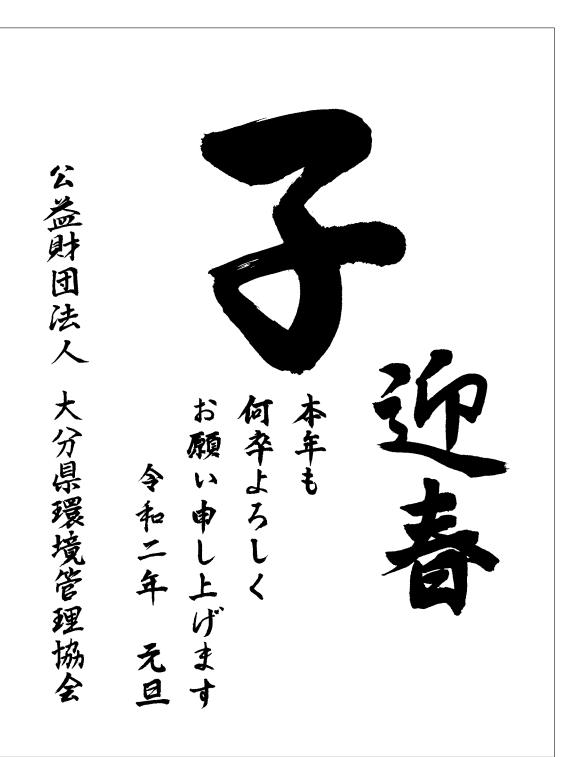
編集後記

新年あけましておめでとうございます。

早いもので、令和も2年となりました。令和元年は記憶に残るイベントが多かったように思います。天皇即位に伴う様々な儀式や式典をテレビで拝見しましたが、新しい時代の到来を実感させるとともに、祝福する人たちの笑顔は、希望に満ち溢れているように見え、私も令和の時代への期待感が込みあげてきたことを覚えています。

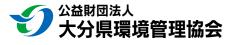
一方、大分県でも開催されたラグビーワールドカップでは、各国の代表チームによる力強いプレーに圧倒されるとともに、日本代表の素晴らしい試合に感動の嵐が巻き起こりました。さらに2020年1月12日には、ジャパンラグビートップリーグが開幕し、3月には大分県でも試合が開催されます。県外からお越しいただく皆様に大分県の豊かな自然をお見せできるよう、協会職員一同、水環境の保全に一層尽力してまいりますので、本年も皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。





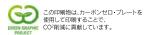
書/森口 智尋(協会職員)

発 行



〒870-1123 大分市大字寒田409番地の40 TEL(097)567-1855(代) FAX(097)567-1926

環境対応型



大分県玖珠総合庁舎内3F



